

社会福祉法人県央福社会 定 款

第 1 章 総 則

[目的]

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスを提供するに、その利用者(以下「利用者」という。)の尊厳を保持し、心身の健康を促進し、自立した生活を営むことができるよう、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

第二種社会福祉事業

- (1) 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営
- (2) 障害福祉サービス事業の経営
- (3) 老人居宅介護等事業の経営
- (4) 相談支援事業の経営
- (5) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (6) 地域活動支援センターの経営
- (7) 移動支援事業の経営
- (8) 老人デイサービス事業の経営
- (9) 保育所の経営
- (10) 障害児通所支援事業の経営
- (11) 一時預かり事業の経営
- (12) 生計困難者に対する相談支援事業の経営

[名称]

第 2 条 この法人は、社会福祉法人県央福社会という。

[経営の原則]

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を、確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

[事務所の所在地]

第 4 条 この法人の事務所を神奈川県大和市柳橋 5 丁目 3 番地 1 に置く。

第 2 章 役員及び職員

[役員の数]

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9 名
 - (2) 監事 2 名
2. 理事のうち 1 人を理事長、2 人を常務理事とする。
 3. 理事長は、理事の互選により理事長となる。
 4. 理事長は、この法人を代表する。
 5. 常務理事は、理事会の意見を聞いた後、理事長が委嘱する。
 6. 常務理事は、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
 7. 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち 1 名を超えて含まれてはならない。

[役員任期]

第 6 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

[役員選任等]

第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2. 監事は、評議員会において選任する。
3. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

〔役員 の 解任〕

- 第8条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。
2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行なう理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

〔役員 の 欠員 補充〕

- 第9条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔役員 の 報酬 等〕

- 第10条 役員 の 報酬 に つい て は、勤 務 実 態 に 即 して 支 給 す る こ と と し、役 員 の 地 位 に あ る こ と の み に よ る 支 給 し な い。
2. 役員には費用を弁償することができない。
3. 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

〔理 事 会〕

- 第11条 この法に定める理事会については理事長が専らこれを組織するものとする。
2. 理事長は、理事の1/3以上を召集し、その議事を開催する。
3. 理事長は、理事の1/3以上を召集し、その議事を開催する。
4. 理事長は、理事の1/3以上を召集し、その議事を開催する。
5. 理事長は、理事の1/3以上を召集し、その議事を開催する。
6. 理事長は、理事の1/3以上を召集し、その議事を開催する。
7. 理事長は、理事の1/3以上を召集し、その議事を開催する。
8. 理事長は、理事の1/3以上を召集し、その議事を開催する。
9. 理事長は、理事の1/3以上を召集し、その議事を開催する。

〔理 事 長 の 職 務 の 代 理〕

- 第12条 理事長が職務を代理するときは、常務理事が、常務理事に理事が、順次に理事長の職務を代理する。
2. 理事長が職務を代理するときは、常務理事が、常務理事に理事が、順次に理事長の職務を代理する。

〔監 事 に よ る 監 査〕

- 第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会、理事会及び神奈川県知事に報告するものとする。
3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、評議員会及び理事会に出席して意見を述べるものとする。

〔職 員〕

- 第14条 この法人に、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
2. この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

〔顧問〕

- 第15条 この法人に、顧問若干名を置く。
2. 顧問は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第 3 章 評議員及び評議員会

〔評議員会〕

- 第16条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。
2. 評議員会は、理事長が招集する。
3. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
4. 評議員会に議長を置く。
5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

〔評議員会の権限〕

- 第17条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(3) 定款の変更
(4) 合併
(5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

〔同 前〕

- 第18条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

〔評議員の資格等〕

- 第19条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

〔評議員の任期〕

- 第20条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 資産及び会計

[資産の区分]

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 100万円
- (2) 神奈川県大和市柳橋五丁目3番地1
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ふきのとう舎園舎 1棟
(700.85平方メートル)
- (3) 神奈川県大和市柳橋五丁目3番地1
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 ふきのとう舎園舎 1棟
(121.92平方メートル)
- (4) 神奈川県大和市柳橋五丁目3番地16、3番地1
鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 ふきのとう向生舎園舎1棟
(976.05平方メートル)
- (5) 神奈川県相模原市中央区田名字堀之内5012番地5
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 パステルファーム園舎1棟
及び石鹼作業棟1棟
(934.53平方メートル)
- (6) 神奈川県大和市柳橋五丁目10番10
第4ゆりの木ホーム敷地 1筆 (132.34平方メートル)
- (7) 神奈川県大和市柳橋五丁目10番地10
軽量鉄骨木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
第4ゆりの木ホーム建物 1棟 (91.04平方メートル)
- (8) 神奈川県相模原市南区麻溝台二丁目1239番地2
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 きらら園舎1棟
(815.86平方メートル)
- (9) 神奈川県横浜市西区浜松町14番地4
鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
エヌ・クラブ園舎1棟(3589.64平方メートルの内 2461.05平方メートル)
- (10) 神奈川県藤沢市遠藤字菖蒲沢境3550番地2、3550番地3
鉄骨造アルミニウム板葺3階建
ふじさわ爽風舎園舎 1棟 (924.49平方メートル)
- (11) 神奈川県藤沢市遠藤字菖蒲沢3550番2、3550番3
ふじさわ爽風舎敷地 2筆 (604.64平方メートル)
- (12) 神奈川県藤沢市円行一丁目12番地13
木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
アマポーラ藤沢建物 1棟 (270.10平方メートル)
- (13) 神奈川県藤沢市円行一丁目12番13、12番19
アマポーラ藤沢敷地 2筆 (335.34平方メートル)
- (14) 神奈川県大和市深見字島津941番地1、940番地5
鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき2階建
ワークステーション・菜の花園舎 1棟 (994.03平方メートル)
- (15) 神奈川県大和市深見字島津941番1、940番5
ワークステーション・菜の花敷地 2筆 (999.00平方メートル)
- (16) 神奈川県藤沢市遠藤字田方2020番地17
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
グランツ遠藤園舎 1棟 (618.31平方メートル)
- (17) 神奈川県藤沢市遠藤字田方2020番17
グランツ遠藤敷地 1筆 (578.21平方メートル)
- (18) 神奈川県三浦市南下浦町上宮田字長作360番地
鉄筋コンクリート造スレートぶき2階建
三浦創生舎園舎1棟 (697.62平方メートル)
- (19) 神奈川県三浦市南下浦町上宮田字長作359番、360番
三浦創生舎敷地 2筆 (2065.58平方メートル)
- (20) 神奈川県相模原市南区若松二丁目435番地5、435番地2
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根2階建
若松保育園園舎1棟 (575.14平方メートル)

- (21) 神奈川県相模原市南区若松二丁目435番5、435番2
若松保育園敷地 2筆 (1837.57平方^{メートル})
- (22) 神奈川県大和市上和田字谷戸1878番地1
鉄骨造陸屋根2階建
ぼらーの上和田園舎1棟 (855.03平方^{メートル})
- (23) 神奈川県相模原市中央区陽光台七丁目2666番地1
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
パステルパレット園舎1棟 (1236.04平方^{メートル})
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
パステルパレット園舎1棟 (68.31平方^{メートル})
- (24) 神奈川県相模原市中央区陽光台七丁目2666番1、
2666番2
パステルパレット敷地 2筆 (1793.18平方^{メートル})
- (25) 神奈川県相模原市中央区星が丘四丁目5135番地11
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
ピッコリーナ園舎1棟 (564.4平方^{メートル})
- (26) 神奈川県藤沢市湘南台二丁目31番11
湘南台南保育園敷地 1筆 (730.74平方^{メートル})
- (27) 神奈川県藤沢市湘南台二丁目31番地11
鉄骨造陸屋根2階建
湘南台南保育園園舎 1棟 (585.86平方^{メートル})
- (28) 神奈川県大和市上和田字三貫目1083番1、1084番2、1082番1
福祉創造スクウェア・すぷら敷地 3筆 (1988.24平方^{メートル})
- (29) 神奈川県大和市上和田字三貫目1083番地1
鉄骨造陸屋根2階建
福祉創造スクウェア・すぷら園舎1棟 (1088.49平方^{メートル})
- (30) 神奈川県藤沢市善行三丁目14番1
善行あさぎ台保育園他敷地 1筆 (1785.72平方^{メートル})
- (31) 神奈川県藤沢市善行三丁目14番地1
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
善行あさぎ台保育園園舎他 1棟 (868.08平方^{メートル})
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
善行あさぎ台保育園園舎他 1棟 (9.00平方^{メートル})
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
善行あさぎ台保育園園舎他 1棟 (445.32平方^{メートル})
鉄骨造スレート葺平家建
善行あさぎ台保育園園舎他 1棟 (29.91平方^{メートル})

3. 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第30条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

[基本財産の処分]

第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

[資産の管理]

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に

信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

[特別会計]

第24条 この法人は、特別会計を設けることができる。

[予算]

第25条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

[決算]

第26条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

[会計年度]

第27条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

[会計処理の基準]

第28条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

[臨機の措置]

第29条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 5 章 公益を目的とする事業

[種別]

第30条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 県央地域就労援助センター事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (4) 横浜市障害者就労支援センター事業
- (5) 障害者自立生活アシスタント派遣事業
- (6) 川崎市障害者地域就労援助センター事業
- (7) 障害者就業・生活支援センター事業
- (8) 海老名市立わかば会館管理業務事業
- (9) 訪問看護の事業
- (10) 診療所の事業

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

[剰余金が出た場合の処分]

第31条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人

の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 6 章 解散及び合併

[解散]

第32条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

[残余財産の帰属]

第33条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

[合併]

第34条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て神奈川県知事の認可を受けなければならない。

第 7 章 定款の変更

[定款の変更]

第35条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、神奈川県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第 8 章 公告の方法その他

[公告の方法]

第36条 この法人の公告は、社会福祉法人県央福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

[施行細則]

第37条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理事長	柴 田	保
理事	佐 瀬	睦 夫
〃	柴 田	駒 子
〃	柴 田	政 一
〃	海老名	正 吾
〃	鈴木	太 郎
〃	柴 田	忠 一
監 事	大河内	弘 介
〃	土 田	邦 彦